

堺市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

堺市手数料条例施行規則（平成１２年規則第５０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項ただし書中「（第１７項を除く。）」を削り、同項の表を次のように改める。

建築物の床面積の合計		手数料の額
１	１００平方メートル以内のもの	１件 ３８，０００円
２	１００平方メートルを超え、２００平方メートル以内のもの	１件 ５０，０００円
３	２００平方メートルを超え、３００平方メートル以内のもの	１件 ７２，０００円
４	３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの	１件 ９７，０００円
５	１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの	１件 １３０，０００円
６	２，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの	１件 ３０７，０００円
７	１０，０００平方メートルを超え、５０，０００平方メートル以内のもの	１件 ５２４，０００円
８	５０，０００平方メートルを超えるもの	１件 ８１４，０００円

第３条第３項の表の１の項中「２０，０００円」を「２２，０００円」に改め、同表の２の項中「２４，０００円」を「２６，０００円」に改め、同表の３の項中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「３０，０００円」を「３３，０００円」に改め、同表の４の項中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「５２，０００円」を「５７，０００円」に改め、同表の５の項中「７１，０００円」を「７８，０００円」に改め、同表の６の項中「１９９，０００円」を「２１８，０００円」に改め、同表の７の項中「２８８，０００円」を「３１５，０００円」に改め、同表の８の項中「４７８，０００円」を「５２３，０００円」に改め、同条第４項の表の１の項中「２２，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表の２の項中「２６，０００円」を「２９，０００円」に改め、同表の３の項中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「３２，０００円」を「３６，０００円」に改め、同表の４の項中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「５５，０００円」を「６０，０００円」に改め、同表の５の項中「７６，０００円」を「８４，０００円」に改め、同表の６の項中「２０９，０００円」を「２２９，０００円」に改め、同表の７の項中「３０８，０００円」を「３３６，０００円」に改め、同表の８の項中「５１８，０００円」を「５６６，０００円」に改め、

円」に改め、同条第5項の表の1の項中「18,000円」を「20,000円」に改め、同表の2の項中「21,000円」を「23,000円」に改め、同表の3の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「27,000円」を「29,000円」に改め、同表の4の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「46,000円」を「50,000円」に改め、同表の5の項中「62,000円」を「68,000円」に改め、同表の6の項中「168,000円」を「184,000円」に改め、同表の7の項中「255,000円」を「279,000円」に改め、同表の8の項中「430,000円」を「470,000円」に改め、同条第6項の表を次のように改める。

区分		手数料の額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合	1 基 15,000円
	上記以外のとき。	1 基 24,000円
2	小荷物専用昇降機を設置する場合	1 基 10,000円
	上記以外のとき。	1 基 13,000円

第3条第7項の表を次のように改める。

区分		手数料の額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合	確認等を受けた建築設備の計画を変更して設置するとき。
		上記以外のとき。
2	小荷物専用昇降機を設置する場合	確認等を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置するとき。
		上記以外のとき。

第3条第8項の表を次のように改める。

区分		手数料の額
1	確認等を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造するとき。	1 工作物 12,000円
2	上記以外のとき。	1 工作物 21,000円

第3条第9項の表の1の項中「1建築設備 18,000円」を「1基 20,000

円」に改め、同表の2の項中「10,000円」を「11,000円」に改め、同条第10項の表の1の項中「の完了検査をするとき（小荷物専用昇降機を除く。）」を「（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査をするとき。」に、「18,000円」を「20,000円」に改め、同表の2の項中「10,000円」を「11,000円」に改め、同条第11項の表の1の項中「33,000円」を「38,000円」に改め、同表の2の項中「44,000円」を「50,000円」に改め、同表の3の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「60,000円」を「72,000円」に改め、同表の4の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「87,000円」を「97,000円」に改め、同表の5の項中「116,000円」を「130,000円」に改め、同表の6の項中「275,000円」を「307,000円」に改め、同表の7の項中「470,000円」を「524,000円」に改め、同表の8の項中「730,000円」を「814,000円」に改め、同条第12項ただし書中「21,000円」を「23,000円」に改め、同項の表の1の項中「16,500円」を「19,000円」に改め、同表の2の項中「22,000円」を「25,000円」に改め、同表の3の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「36,000円」に改め、同表の4の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「43,500円」を「48,500円」に改め、同表の5の項中「58,000円」を「65,000円」に改め、同表の6の項中「137,500円」を「153,500円」に改め、同表の7の項中「235,000円」を「262,000円」に改め、同表の8の項中「365,000円」を「407,000円」に改め、同条第13項第2号ただし書並びに同号ア及びイを削り、同項第3号ただし書を削り、同項第4号イ中「変更後」を「変更前」に改め、同条第14項本文中「床面積」の次に「の合計」を加え、同条第16項の表の1の項中「27,000円」を「31,000円」に改め、同表の2の項中「36,000円」を「40,000円」に改め、同表の3の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「49,000円」を「58,000円」に改め、同表の4の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「70,000円」を「77,000円」に改め、同表の5の項中「93,000円」を「104,000円」に改め、同表の6の項中「220,000円」を「245,000円」に改め、同表の7の項中「377,000円」を「419,000円」に改め、同表の8の項中「584,000円」を「651,000円」に改め、同表の備考中「床面積の合計」を「建築物の床面積の合計」に改め、同条第17項を次のように改める。

17 条例第33条第2項の規則で定める額は、次のとおりとする。

建築物の用途		建築物の床面積の合計	手数料の額
1	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1件 20,600円
		200平方メートル以上のもの	1件 22,100円

2	共同住宅等 (共同住宅、 長屋その他の 一戸建ての住 宅以外の住宅 をいう。以下 この条、第6 条及び第6条 の2において 同じ。)	300平方メートル未満のもの	1件 38,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 119,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 180,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 331,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 560,400円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 982,600円

備考 この表において「建築物の床面積の合計」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下次項及び第6条の2において「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。

第3条に次の1項を加える。

18 条例第33条第3項の規則で定める額は、次のとおりとする。

建築物又は建築物の部分			建築物の床面積の合計	手数料の額
1	一戸建ての住宅		200平方メートル未満のもの	1件 7,400円
			200平方メートル以上のもの	1件 8,200円
2	共同住宅等		300平方メートル未満のもの	1件 14,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 25,300円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 45,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 69,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 127,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 214,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 377,500円
3	非住宅	工場等の	300平方メートル未満のもの	1件 8,900円

建築物又は建築物の部分以外のものをいう。以下この条、第6条及び第6条の2において同じ。）	みのもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 20,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 29,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 73,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 110,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 138,200円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 171,700円
		50,000平方メートル以上	1件 238,600円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 43,100円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 85,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 113,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 183,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 239,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 287,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 338,100円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 437,700円

備考

- この表において「建築物又は建築物の部分」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物又は建築物の部分を用いる。
- この表において「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。第6条の2において同じ。
- 申請部分に一戸建ての住宅の部分、共同住宅等の部分又は非住宅建築物の部分があるときは、それぞれの部分についてこの表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右

欄に定める手数料の額を合算して算定した金額を1件当たりの手数料の額とする。

4 前項の表の備考の規定は、この表についても適用する。

第4条第2項の表（備考の部分を除く。）を次のように改める。

建築物の床面積の合計		手数料の額
1	100平方メートル以内のもの	1件 38,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件 50,000円
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件 72,000円
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件 97,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件 130,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件 307,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件 524,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	1件 814,000円

第4条第2項の表の備考中「又は同法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する同法第86条の8第3項の変更の認定を含む。）」を削り、同表の備考第2号中「（次のいずれかに該当する場合は、当該増築する部分の床面積）」を削り、同号ア及びイを削り、同表の備考第3号中「建築する」を「建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする」に改め、同号イ中「変更後」を「変更前」に改め、同号を同表の備考第4号とし、同表の備考第2号の次に次の1号を加える。

(3) 大規模の修繕又は模様替えをする場合 当該修繕又は模様替えをする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該部分以外の部分の床面積の合計に0.

1を乗じて得た面積を加えた面積

第4条第4項の表を次のように改める。

区分		手数料の額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合	1基 15,000円
	建築確認又は計画の通知に係る確認済証の交付（以下この表において「確認等」という。）を受けた昇降機の計画を変更して設置するとき。 上記以外のとき。	1基 24,000円

2	小荷物専用昇降機を設置する場合	確認等を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置するとき。	1基 10,000円
		上記以外るとき。	1基 13,000円

第6条第1項第1号中「都市の低炭素化の促進に関する法律（」の次に「平成24年法律第84号。」を加え、同条第2項の表の1の項中「5,600円」を「5,900円」に、

「

誘導仕様 基準によ るもの	200平方メートル未満のもの	1件 22,400円	を
	200平方メートル以上のもの	1件 23,900円	

」

「

誘導仕様 基準によ るもの	200平方メートル未満のもの	1件 22,900円	に、
	200平方メートル以上のもの	1件 24,500円	
誘導基準 併用法に よるもの	200平方メートル未満のもの	1件 32,200円	」
	200平方メートル以上のもの	1件 35,300円	

「41,400円」を「42,300円」に、「46,000円」を「46,900円」に改め、同表の2の項中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「11,000円」を「11,300円」に、「23,200円」を「23,700円」に、「51,400円」を「52,300円」に、「91,800円」を「93,300円」に、「147,700円」を「149,800円」に、「223,500円」を「226,300円」に、「339,400円」を「343,100円」に、

「

誘導仕様 基準によるもの	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 9 , 9 0 0 円
	3 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 6 7 , 3 0 0 円
	2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 1 9 , 9 0 0 円
	5 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 8 0 , 1 0 0 円
	1 0 , 0 0 0 平方メートル以上 2 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 2 8 , 8 0 0 円
	2 5 , 0 0 0 平方メートル以上 5 0 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 5 5 4 , 6 0 0 円
	5 0 , 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 9 7 1 , 1 0 0 円

を

」

「

誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満のもの	1件 40,700円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 68,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 121,900円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 183,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 333,800円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 562,700円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 985,000円
誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満のもの	1件 61,600円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 101,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 175,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 254,900円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 487,700円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 848,100円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 1,533,200円

に、

」

「81,000円」を「82,500円」に、「133,500円」を「135,800

円」に、「225,600円」を「229,400円」に、「322,400円」を「327,600円」に、「632,400円」を「642,400円」に、「1,116,900円」を「1,134,200円」に、「2,050,900円」を「2,082,300円」に改め、同表の3の項中「(1の項又は2の項に規定する建築物又は建築物の部分以外のものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、「11,000円」を「11,300円」に、「19,000円」を「19,400円」に、「30,700円」を「31,400円」に、「91,600円」を「93,300円」に、「144,900円」を「147,400円」に、「182,900円」を「186,100円」に、「228,600円」を「232,500円」に、「319,900円」を「325,300円」に、「101,500円」を「103,400円」に、「128,600円」を「130,800円」に、「168,500円」を「171,400円」に、「271,200円」を「275,800円」に、「353,400円」を「359,300円」に、「424,200円」を「431,300円」に、「497,300円」を「505,500円」に、「643,400円」を「654,000円」に、「261,300円」を「265,800円」に、「326,800円」を「332,300円」に、「421,200円」を「428,200円」に、「600,000円」を「609,900円」に、「738,500円」を「750,600円」に、「872,400円」を「886,700円」に、「994,900円」を「1,011,300円」に、「1,240,000円」を「1,260,300円」に改め、同表の備考第3項第1号中「。)」の次に「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物（複合建築物を含む。）に係る認定等の場合
登録建築物エネルギー消費性能判定機関

第6条第2項の表の備考第3項第3号を削り、同表の備考第4項中「省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条及び第6条の2において「省令」という。）」に改め、同表の備考に次の2項を加える。

6 この表において「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。

7 申請部分に一戸建ての住宅の部分、共同住宅等の部分又は非住宅建築物の部分があるときは、それぞれの部分についてこの表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める手数料の額を合算して算定した金額を1件当たりの手数料の額とする。

第6条第3項を削り、同条第4項の表（備考の部分を除く。）を次のように改める。

建築物の床面積の合計		手数料の額
1	1 0 0 平方メートル以内のもの	1 件 3 8, 0 0 0 円
2	1 0 0 平方メートルを超え、2 0 0 平方メートル以内のもの	1 件 5 0, 0 0 0 円
3	2 0 0 平方メートルを超え、3 0 0 平方メートル以内のもの	1 件 7 2, 0 0 0 円
4	3 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件 9 7, 0 0 0 円
5	1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件 1 3 0, 0 0 0 円
6	2, 0 0 0 平方メートルを超え、1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件 3 0 7, 0 0 0 円
7	1 0, 0 0 0 平方メートルを超え、5 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件 5 2 4, 0 0 0 円
8	5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	1 件 8 1 4, 0 0 0 円

第6条第4項の表の備考第2号中「（次のいずれかに該当する場合は、当該増築する部分の床面積）」を削り、同号ア及びイを削り、同表の備考第3号中「若しくは」を「又は」に、「し、又は建築物の用途を変更する」及び「し、又は用途を変更する」を「する」に、「に0.5」を「の合計に0.5」に、「に0.1」を「の合計に0.1」に改め、「。ただし、当該建築物が前号アに該当するときは、当該部分の床面積に0.5を乗じて得た面積」を削り、同表の備考第4号中「第54条第5項」の次に「（法第55条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「建築する」を「建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする」に、「合計（以下この条）」を「合計（以下この号）」に改め、同号イ中「変更後」を「変更前」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項の表を次のように改め、同項を同条第5項とする。

区分		手数料の額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合	1 基 1 5, 0 0 0 円
	建築確認又は計画の通知に係る確認済証の交付（以下この表において「確認等」という。）を受けた昇降機の計画を変更して設置するとき。 上記以外のとき。	1 基 2 4, 0 0 0 円
2	小荷物専用昇降機を設置する場合	1 基 1 0, 0 0 0 円
	確認等を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置するとき。 上記以外のとき。	1 基 1 3, 0 0 0 円

第6条第7項の表の1の項中「3,400円」を「3,700円」に、

「

誘導仕様 基準によ るもの	200平方メートル未満のもの	1件	11,800円
	200平方メートル以上のもの	1件	12,600円

を

」

「

誘導仕様 基準によ るもの	200平方メートル未満のもの	1件	12,200円
	200平方メートル以上のもの	1件	12,900円
誘導基準 併用法に よるもの	200平方メートル未満のもの	1件	16,800円
	200平方メートル以上のもの	1件	18,400円

に、

」

「21,300円」を「21,800円」に、「23,600円」を「24,200円」に改め、同表の2の項中「6,100円」を「6,400円」に、「12,200円」を「12,600円」に、「26,300円」を「26,900円」に、「46,600円」を「47,400円」に、「74,600円」を「75,500円」に、「112,900円」を「113,900円」に、「171,300円」を「172,200円」に、

「

誘導仕様 基準によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 20,600円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 34,300円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 60,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 90,800円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 165,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 278,400円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 487,100円

を

」

「

誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満のもの	1件 21,100円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 35,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 61,700円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 92,200円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 167,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 282,100円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 493,200円
誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満のもの	1件 31,500円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 51,600円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 88,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 128,200円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 244,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 424,800円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 767,300円

に、

」

「41,100円」を「41,900円」に、「67,400円」を「68,600円」

に、「113,500円」を「115,400円」に、「161,900円」を「164,500円」に、「317,000円」を「321,800円」に、「559,600円」を「567,800円」に、「1,027,100円」を「1,041,900円」に改め、同表の3の項中「6,100円」を「6,400円」に、「10,100円」を「10,400円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「46,400円」を「47,400円」に、「73,100円」を「74,400円」に、「92,100円」を「93,800円」に、「114,900円」を「117,000円」に、「160,600円」を「163,400円」に、「51,400円」を「52,400円」に、「64,900円」を「66,100円」に、「84,900円」を「86,400円」に、「136,200円」を「138,600円」に、「177,300円」を「180,400円」に、「212,700円」を「216,300円」に、「249,200円」を「253,500円」に、「322,300円」を「327,700円」に、「131,300円」を「133,600円」に、「164,000円」を「166,800円」に、「211,200円」を「214,800円」に、「300,600円」を「305,700円」に、「369,800円」を「376,000円」に、「436,800円」を「444,100円」に、「498,100円」を「506,300円」に、「620,600円」を「630,800円」に改め、同表の備考中「第5項」を「第7項」に改め、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「認定低炭素建築物新築等計画」を「低炭素建築物新築等計画」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項の表を次のように改め、同項を同条第8項とする。

新築等をしようとする建築物又は建築物の部分		証明を申請する部分の床面積の合計	手数料の額
1	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が、軽微な変更にと該当すると認めたもの	1件 5,900円
		誘導仕様	200平方メートル未満のもの 1件 22,900円
		基準によるもの	200平方メートル以上のもの 1件 24,500円
		誘導基準	200平方メートル未満のもの 1件 32,200円

		併用法によるもの	200平方メートル以上のもの	1件 35,300円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	1件 42,300円
			200平方メートル以上のもの	1件 46,900円
2	共同住宅等	登録住宅	300平方メートル未満のもの	1件 11,300円
		性能評価機関等	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 23,700円
		が、軽微な変更に該当すると認めたもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 52,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 93,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 149,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 226,300円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 343,100円
		誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 40,700円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 68,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 121,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 183,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 333,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 562,700円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 985,000円

			もの	
		誘導基準	300平方メートル未満のもの	1件 61,600円
		併用法によるもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 101,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 175,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 254,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 487,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 848,100円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 1,533,200円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 82,500円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 135,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 229,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 327,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 642,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 1,134,200円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 2,082,300円
3	非住宅	登録住宅	300平方メートル未満のもの	1件 11,300円
	建築物	性能評価	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 19,400円

		機関等	0 平方メートル未満のもの	
		が、軽微な変更に該当すると認めたもの	1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 1, 4 0 0 円
			2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 9 3, 3 0 0 円
			5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 4 7, 4 0 0 円
			1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 8 6, 1 0 0 円
			2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 3 2, 5 0 0 円
			5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 3 2 5, 3 0 0 円
		モデル建物法によるもの	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 0 3, 4 0 0 円
			3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 3 0, 8 0 0 円
			1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 7 1, 4 0 0 円
			2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 7 5, 8 0 0 円
			5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 5 9, 3 0 0 円
			1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 4 3 1, 3 0 0 円
			2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 5 0 5, 5 0 0 円
			5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 6 5 4, 0 0 0 円
		その他の	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 6 5, 8 0 0 円

	もの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 332,300円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 428,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 609,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 750,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 886,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 1,011,300円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 1,260,300円

備考

- この表における「証明を申請する部分の床面積の合計」については、第2項の表の備考第2項本文の規定を準用する。
- この表において「登録住宅性能評価機関等が、軽微な変更に応じ、当該各号に定める者が軽微な変更（法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更をいう。）に該当すると認めた建築物又は建築物の部分を用いる」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が軽微な変更（法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更をいう。）に該当すると認めた建築物又は建築物の部分を用いる。
 - 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - 前号に掲げる建築物以外の建築物（複合建築物を含む。）に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 第2項の表の備考第1項及び第4項から第7項までの規定は、この表についても適用する。

第6条第11項の表を次のように改め、同項を同条第9項とする。

新築等をしようとする建築物又は建築物の部分			証明を申請する部分の床面積の合計	手数料の額
1	一戸建	登録住宅		1件 3,700円

	ての住宅	性能評価 機関等 が、軽微 な変更 に該当 すると 認めた もの		
		誘導仕様 基準によ るもの	2 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 2, 2 0 0 円
			2 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 1 2, 9 0 0 円
		誘導基準 併用法に よるもの	2 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 6, 8 0 0 円
			2 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 1 8, 4 0 0 円
		その他の もの	2 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 1, 8 0 0 円
				2 0 0 平方メートル以上のもの
2	共同住宅等	登録住宅	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 6, 4 0 0 円
		性能評価 機関等 が、軽微 な変更 に該当 すると 認めた もの	3 0 0 平方メートル以上2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 2, 6 0 0 円
			2, 0 0 0 平方メートル以上5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 6, 9 0 0 円
			5, 0 0 0 平方メートル以上1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 4 7, 4 0 0 円
			1 0, 0 0 0 平方メートル以上2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 7 5, 5 0 0 円
			2 5, 0 0 0 平方メートル以上5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 1 3, 9 0 0 円
			5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 1 7 2, 2 0 0 円
		誘導仕様 基準によ るもの	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 1, 1 0 0 円
			3 0 0 平方メートル以上2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 5, 0 0 0 円
			2, 0 0 0 平方メートル以上5,	1 件 6 1, 7 0 0 円

		0 0 0 平方メートル未満のもの	
		5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満の もの	1 件 9 2, 2 0 0 円
		1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満の もの	1 件 1 6 7, 5 0 0 円
		2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満の もの	1 件 2 8 2, 1 0 0 円
		5 0, 0 0 0 平方メートル以上の もの	1 件 4 9 3, 2 0 0 円
誘導基準 併用法に よるもの		3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 1, 5 0 0 円
		3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 5 1, 6 0 0 円
		2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 8 8, 3 0 0 円
		5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満の もの	1 件 1 2 8, 2 0 0 円
		1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満の もの	1 件 2 4 4, 5 0 0 円
		2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満の もの	1 件 4 2 4, 8 0 0 円
		5 0, 0 0 0 平方メートル以上の もの	1 件 7 6 7, 3 0 0 円
その他の もの		3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 4 1, 9 0 0 円
		3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 6 8, 6 0 0 円
		2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 1 5, 4 0 0 円
		5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満の もの	1 件 1 6 4, 5 0 0 円

			の	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 321,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 567,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 1,041,900円
3	非住宅	登録住宅	300平方メートル未満のもの	1件 6,400円
	建築物	性能評価	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 10,400円
		機関等	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 16,400円
		が、軽微な変更	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 47,400円
		に該当する	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 74,400円
		と認めたもの	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 163,400円
		モデル建	300平方メートル未満のもの	1件 52,400円
		物法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 66,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 86,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 138,600円
			5,000平方メートル以上1	1件 180,400円

		0, 0 0 0平方メートル未満のもの	
		1 0, 0 0 0平方メートル以上2 5, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 件 2 1 6, 3 0 0 円
		2 5, 0 0 0平方メートル以上5 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 件 2 5 3, 5 0 0 円
		5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの	1 件 3 2 7, 7 0 0 円
	その他のもの	3 0 0平方メートル未満のもの	1 件 1 3 3, 6 0 0 円
		3 0 0平方メートル以上1, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 件 1 6 6, 8 0 0 円
		1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 件 2 1 4, 8 0 0 円
		2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 件 3 0 5, 7 0 0 円
		5, 0 0 0平方メートル以上1 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 件 3 7 6, 0 0 0 円
		1 0, 0 0 0平方メートル以上2 5, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 件 4 4 4, 1 0 0 円
		2 5, 0 0 0平方メートル以上5 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 件 5 0 6, 3 0 0 円
		5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの	1 件 6 3 0, 8 0 0 円

備考 第2項の表の備考第1項及び第4項から第7項まで並びに前項の表の備考第1項及び第2項の規定は、この表についても適用する。

第6条の2第1項第1号中「法第12条第1項に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この条において「法」という。）第11条第1項に」に、「第12条第1項又は法第13条第2項」を「第11条第1項又は法第12条第2項」に、「変更」を「法第11条第2項又は法第12条第3項の変更」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

判定等に係る建築物又は建築物の部分	判定等を申請する部分の床面積の合計	手数料の額
1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）に含まれる他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。）（建築物エネルギー消費性能確保計画の評価方法（消費性能基準に係る省令第1条第1項第1号の設計一次エネルギー消費量に係るイ又はロの区分に限る。）と当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準（法第30条第1項第4号の建築物エネルギー消費性能誘導基準をいう。）（当該他の建築物の部分に限る。）に係る省令第1条第1項第1号の設計一次エネルギー消費量に係るイ又はロの区分に限る。）とが同じものに限る。）（以下この項及び次項において「認定を受けた他の建築物」という。）	300平方メートル未満のもの	1件 11,300円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 19,400円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 31,400円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 93,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 147,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 186,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 232,500円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 325,300円

2	認定を受けた他の建築物以外の建築物	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	1件 20,600円
				200平方メートル以上のもの	1件 22,100円
			併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	1件 29,900円
				200平方メートル以上のもの	1件 33,000円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	1件 39,900円
				200平方メートル以上のもの	1件 44,600円
		共同住宅等	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 38,400円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 66,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 119,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 180,700円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 331,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 560,400円
				50,000平方メートル以上のもの	1件 982,600円
			併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 59,300円
				300平方メートル以上2,000平方メートル	1件 99,500円

			未満のもの	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 173,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 252,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 485,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 845,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 1,530,900円
		その他 のもの	300平方メートル未満のもの	1件 80,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 133,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 227,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 325,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 640,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 1,131,900円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 2,080,000円
非住	工場	モデル	300平方メートル未満	1件 22,100円

		宅建	等の	建物法	のもの	
		築物	みの	による	300平方メートル以上	1件 31,000円
			もの	もの	1,000平方メートル未満のもの	
					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 43,800円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 110,300円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 166,000円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 206,200円
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 255,700円
					50,000平方メートル以上のもの	1件 355,500円
				その他	300平方メートル未満のもの	1件 26,800円
					300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 36,100円
					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 50,000円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 118,000円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 174,500円

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 215,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 266,500円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 368,600円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 101,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 128,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 169,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 273,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 357,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 428,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 503,200円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 651,600円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 263,400円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 329,900円

				1, 000平方メートル 以上2, 000平方メー トル未満のもの	1件 425, 800円
				2, 000平方メートル 以上5, 000平方メー トル未満のもの	1件 607, 600円
				5, 000平方メートル 以上10, 000平方 メートル未満のもの	1件 748, 300円
				10, 000平方メート ル以上25, 000平方 メートル未満のもの	1件 884, 400円
				25, 000平方メート ル以上50, 000平方 メートル未満のもの	1件 1, 008, 900円
				50, 000平方メート ル以上のもの	1件 1, 257, 900円

備考

- この表において「判定等を申請する部分の床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく変更の判定（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限り。）を申請する場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えて得た面積をいう。
 - この表において「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認する方法をいう。
 - この表において「仕様基準」とは、省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に住宅の全ての住戸が適合することを確認することをいう。
 - この表において「併用法」とは、省令第1条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。
 - 申請部分に一戸建ての住宅の部分、共同住宅等の部分又は非住宅建築物の部分があるときは、それぞれの部分についてこの表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める手数料の額を合算して算定した金額を1件当たりの手数料の額とする。
- 第6条の2第3項の表を次のように改める。

判定等に係る建築物又は建築物の部分			判定等を申請する部分の床面積の合計	手数料の額
1	認定を受けた他の建築物		300平方メートル未満のもの	1件 6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 163,400円
2	認定を受けた他の建築物以外の建築物	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	1件 11,000円
			200平方メートル以上のもの	1件 11,800円
		併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	1件 15,700円
			200平方メートル以上のもの	1件 17,200円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	1件 20,700円
			200平方メートル以上のもの	1件 23,000円

		のもの	
共同住宅 等	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 19,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 33,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 60,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 91,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 166,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 280,900円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 492,000円
	併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 30,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 50,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 87,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 127,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 243,300円
		25,000平方メートル以上のもの	1件 423,600円

			ル以上 50,000 平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	1 件 766,200 円
		その他	300 平方メートル未満のもの	1 件 40,800 円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件 67,500 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件 114,300 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件 163,400 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件 320,700 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件 566,600 円
			50,000 平方メートル以上のもの	1 件 1,040,700 円
非住	工場	モデル	300 平方メートル未満のもの	1 件 11,800 円
宅建	等の	建物法	300 平方メートル以上	1 件 16,200 円
築物	みの	による	1,000 平方メートル未満のもの	
	もの	もの	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件 22,600 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件 55,900 円
			5,000 平方メートル	1 件 83,700 円

				以上10,000平方メートル未満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 103,800円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 128,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1件 178,400円
		その他	300平方メートル未満のもの		1件 14,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		1件 18,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1件 25,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1件 59,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		1件 88,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		1件 108,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		1件 134,000円
			50,000平方メートル以上のもの		1件 185,000円
	その	モデル	300平方メートル未満のもの		1件 51,200円
	他の	建物法			
	もの	による	300平方メートル以上		1件 64,900円

				もの	1, 000平方メートル未満のもの	
					1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件 85, 300円
					2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件 137, 500円
					5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件 179, 200円
					10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	1件 215, 200円
					25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	1件 252, 300円
					50, 000平方メートル以上のもの	1件 326, 500円
				その他	300平方メートル未満のもの	1件 132, 400円
					300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	1件 165, 700円
					1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件 213, 600円
					2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件 304, 500円
					5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件 374, 900円
					10, 000平方メートル以上25, 000平方	1件 442, 900円

				メートル未満のもの	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	1件 629,700円

備考 前項の表の備考の規定は、この表についても適用する。

第6条の2第4項の表を次のように改める。

証明に係る建築物の評価方法			証明を申請する部分の床面積の合計	手数料の額
1	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	1件 11,000円
			200平方メートル以上のもの	1件 11,800円
		併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	1件 15,700円
			200平方メートル以上のもの	1件 17,200円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	1件 20,700円
			200平方メートル以上のもの	1件 23,000円
2	共同住宅等	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 19,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 33,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 60,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 91,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方	1件 166,400円

	メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 280,900円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 492,000円
併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 30,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 50,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 87,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 127,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 243,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 423,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 766,200円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 40,800円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 67,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 114,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方	1件 163,400円

				メートル未満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 320,700円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 566,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1件 1,040,700円
3	非住宅建築物	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 11,800円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 16,200円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 22,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 55,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 83,700円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 103,800円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 128,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1件 178,400円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 14,100円
				300平方メートル以上1,000平方メートル	1件 18,700円

		未満のもの	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 25,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 59,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 88,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 108,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 134,000円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 185,000円
その他 のもの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル未満のもの	1件 51,200円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 64,900円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 85,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 137,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 179,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 215,200円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 252,300円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 326,500円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 132,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 165,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 213,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 304,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 374,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 442,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 505,200円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 629,700円

備考

1 この表における「証明を申請する部分の床面積の合計」については、第2項の表の備考第1項本文の規定を準用する。

2 第2項の表の備考第2項から第5項までの規定は、この表についても適用する。

第6条の2第5項第1号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、「認定をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第6項の表の1の項中「5,600円」を「5,900円」に、

「

誘導仕様 基準によ るもの	200平方メートル未満のもの	1件 20,100円
	200平方メートル以上のもの	1件 21,600円

を

」

「			誘導仕様	200平方メートル未満のもの	1件	20,600円	に、
			基準によるもの	200平方メートル以上のもの	1件	22,100円	
			誘導基準	200平方メートル未満のもの	1件	29,900円	
			併用法によるもの	200平方メートル以上のもの	1件	33,000円	
」							

「39,100円」を「39,900円」に、「43,700円」を「44,600円」に改め、同表の2の項中「11,000円」を「11,300円」に、「23,200円」を「23,700円」に、「51,400円」を「52,300円」に、「91,800円」を「93,300円」に、「147,700円」を「149,800円」に、「223,500円」を「226,300円」に、「339,400円」を「343,100円」に、

「

誘導仕様 基準によ るもの	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 7, 6 0 0 円
	3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 6 5, 0 0 0 円
	2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 1 7, 6 0 0 円
	5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 7 7, 8 0 0 円
	1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 2 6, 5 0 0 円
	2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 5 5 2, 3 0 0 円
	5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 9 6 8, 8 0 0 円

を

」

「

誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満のもの	1件 38,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 119,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 180,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 331,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 560,400円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 982,600円
誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満のもの	1件 59,300円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 99,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 173,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 252,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 485,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 845,800円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 1,530,900円

に、

」

「78,700円」を「80,200円」に、「131,200円」を「133,500

円」に、「223,400円」を「227,100円」に、「320,100円」を「325,300円」に、「630,100円」を「640,100円」に、「1,114,700円」を「1,131,900円」に、「2,048,600円」を「2,080,000円」に改め、同表の3の項中「(1の項又は2の項に規定する建築物以外の建築物をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「11,000円」を「11,300円」に、「19,000円」を「19,400円」に、「30,700円」を「31,400円」に、「91,600円」を「93,300円」に、「144,900円」を「147,400円」に、「182,900円」を「186,100円」に、「228,600円」を「232,500円」に、「319,900円」を「325,300円」に、「99,200円」を「101,000円」に、「126,300円」を「128,500円」に、「166,200円」を「169,100円」に、「269,000円」を「273,500円」に、「351,100円」を「357,000円」に、「421,900円」を「428,900円」に、「495,000円」を「503,200円」に、「641,100円」を「651,600円」に、「259,000円」を「263,400円」に、「324,500円」を「329,900円」に、「418,900円」を「425,800円」に、「597,700円」を「607,600円」に、「736,200円」を「748,300円」に、「870,100円」を「884,400円」に、「992,600円」を「1,008,900円」に、「1,237,700円」を「1,257,900円」に改め、同表の備考第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表の備考第2項を次のように改める。

2 この表において「認定等を申請する部分の床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の規定に基づく変更の認定（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）を申請する場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えて得た面積をいう。

第6条の2第6項の表の備考第3項第1号中「登録住宅性能評価機関」の次に「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同項第2号中「複合建築物」を「前号に掲げる建築物以外の建築物（複合建築物を含む。）」に改め、「であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの」を削り、同項第3号を削り、同表の備考第4項中「前条第2項」を「第2項の表の備考第5項並びに前条第2項」に改め、「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同項を同表の備考第5項とし、同表の備考第3項の次に次の1項を加える。

4 この表において「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準に適合することを確認する方法をいう。

第6条の2第7項を削り、同条第8項の表（備考の部分を除く。）を次のように改め

る。

建築物の床面積の合計		手数料の額
1	100平方メートル以内のもの	1件 38,000円
2	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件 50,000円
3	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件 72,000円
4	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件 97,000円
5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件 130,000円
6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件 307,000円
7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件 524,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	1件 814,000円

第6条の2第8項の表の備考第2号中「（次のいずれかに該当する場合は、当該増築する部分の床面積）」を削り、同号ア及びイを削り、同表の備考第3号中「若しくは」を「又は」に、「し、又は建築物の用途を変更する」及び「し、又は用途を変更する」を「する」に、「に0.5」を「の合計に0.5」に、「に0.1」を「の合計に0.1」に改め、「。ただし、当該建築物が前号アに該当する場合は、当該部分の床面積に0.5を乗じて得た面積」を削り、同表の備考第4号中「第35条第5項」を「第30条第5項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）」に、「建築する」を「建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする」に改め、同号イ中「変更後」を「変更前」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項第1号の表の備考中「前条第5項第1号」を「前条第4項第1号」に、「第35条第5項」を「第30条第5項」に改め、同項第2号の表の備考中「前条第5項第2号」を「前条第4項第2号」に、「第35条第5項」を「第30条第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項の表を次のように改め、同項を同条第9項とする。

区分		手数料の額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合 建築物確認又は計画の通知に係る確認済証の交付（以下この表において「確認等」という。）を受けた昇降機の計画を変更して設置するとき。	1基 15,000円

		上記以外のとき。	1基 24,000円
2	小荷物専用昇降機を設置する場合	確認等を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置するとき。	1基 10,000円
		上記以外のとき。	1基 13,000円

第6条の2第11項の表中「認定等を申請する部分の共用部分を考慮した床面積の合計」を「認定等を申請する部分の床面積の合計」に改め、同表の1の項中「3,400円」を「3,700円」に、

「

	誘導仕様	200平方メートル未満のもの	1件 10,700円	を
	基準によるもの	200平方メートル以上のもの	1件 11,400円	

」

「

	誘導仕様	200平方メートル未満のもの	1件 11,000円	に、
	基準によるもの	200平方メートル以上のもの	1件 11,800円	
	誘導基準	200平方メートル未満のもの	1件 15,700円	に、
	併用法によるもの	200平方メートル以上のもの	1件 17,200円	

」

「20,200円」を「20,700円」に、「22,500円」を「23,000円」に改め、同表の2の項中「6,100円」を「6,400円」に、「12,200円」を「12,600円」に、「26,300円」を「26,900円」に、「46,600円」を「47,400円」に、「74,600円」を「75,500円」に、「112,900円」を「113,900円」に、「171,300円」を「172,200円」に、

「

誘導仕様 基準によ るもの	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 9, 4 0 0 円
	3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 3, 1 0 0 円
	2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 5 9, 4 0 0 円
	5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 8 9, 6 0 0 円
	1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 6 4, 0 0 0 円
	2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 7 7, 3 0 0 円
	5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 4 8 6, 0 0 0 円

を

」

「

誘導仕様 基準によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 19,900円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 33,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 60,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 91,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 166,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 280,900円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 492,000円
誘導基準 併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 30,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 50,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 87,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 127,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 243,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 423,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 766,200円

に、

」

「40,000円」を「40,800円」に、「66,200円」を「67,500円」

に、「112,300円」を「114,300円」に、「160,800円」を「163,400円」に、「315,800円」を「320,700円」に、「558,400円」を「566,600円」に、「1,025,900円」を「1,040,700円」に改め、同表の3の項中「6,100円」を「6,400円」に、「10,100円」を「10,400円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「46,400円」を「47,400円」に、「73,100円」を「74,400円」に、「92,100円」を「93,800円」に、「114,900円」を「117,000円」に、「160,600円」を「163,400円」に、「50,200円」を「51,200円」に、「63,700円」を「64,900円」に、「83,700円」を「85,300円」に、「135,100円」を「137,500円」に、「176,200円」を「179,200円」に、「211,600円」を「215,200円」に、「248,100円」を「252,300円」に、「321,100円」を「326,500円」に、「130,100円」を「132,400円」に、「162,900円」を「165,700円」に、「210,000円」を「213,600円」に、「299,500円」を「304,500円」に、「368,700円」を「374,900円」に、「435,700円」を「442,900円」に、「496,900円」を「505,200円」に、「619,500円」を「629,700円」に改め、同表の備考中「第6項」を「第2項の表の備考第5項、第6項」に、「及び第3項」を「第2項本文、第3項及び第4項」に改め、「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項を同条第11項とし、同条第14項の表を次のように改め、同項を同条第12項とする。

証明に係る建築物の評価方法			証明を申請する部分の床面積の合計	手数料の額
1	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が、軽微な変更にと認められたもの		1件 5,900円
		誘導仕様	200平方メートル未満のもの	1件 20,600円
		基準によるもの	200平方メートル以上のもの	1件 22,100円
		誘導基準	200平方メートル未満のもの	1件 29,900円

		併用法によるもの	200平方メートル以上のもの	1件 33,000円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	1件 39,900円
			200平方メートル以上のもの	1件 44,600円
2	共同住宅等	登録住宅	300平方メートル未満のもの	1件 11,300円
		性能評価機関等	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 23,700円
		が、軽微な変更に該当すると認めたもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 52,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 93,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 149,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 226,300円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 343,100円
		誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 38,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 66,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 119,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 180,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 331,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 560,400円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 982,600円

		もの	
	誘導基準	300平方メートル未満のもの	1件 59,300円
	併用法によるもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 99,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 173,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 252,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 485,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 845,800円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 1,530,900円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 80,200円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 227,100円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 325,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 640,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 1,131,900円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 2,080,000円
3	非住宅建築物	登録住宅性能評価	
		300平方メートル未満のもの	1件 11,300円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 19,400円

機関等 が、軽微 な変更 に 該当す る と認めた もの	0 平方メートル未満のもの	
	1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 1, 4 0 0 円
	2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 9 3, 3 0 0 円
	5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 4 7, 4 0 0 円
	1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 8 6, 1 0 0 円
	2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 3 2, 5 0 0 円
	5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 3 2 5, 3 0 0 円
	モデル建物法によるもの	
	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 0 1, 0 0 0 円
	3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 2 8, 5 0 0 円
	1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 1 6 9, 1 0 0 円
	2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 7 3, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 3 5 7, 0 0 0 円
その他の	1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 4 2 8, 9 0 0 円
	2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 5 0 3, 2 0 0 円
	5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件 6 5 1, 6 0 0 円
	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件 2 6 3, 4 0 0 円

	もの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 329,900円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 425,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 607,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 748,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 884,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 1,008,900円
		50,000平方メートル以上のもの	1件 1,257,900円

備考

- 1 この表における「証明を申請する部分の床面積の合計」については、第2項の表の備考第1項本文の規定を準用する。
- 2 この表において「登録住宅性能評価機関等が、軽微な変更に応じ、当該各号に定める者が軽微な変更（法第31条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更をいう。）に該当すると認めた建築物又は建築物の部分を用いる」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が軽微な変更（法第31条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更をいう。）に該当すると認めた建築物又は建築物の部分を用いる。
 - (1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物（複合建築物を含む。）に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 3 第2項の表の備考第5項、第6項の表の備考第4項並びに前条第2項の表の備考第5項及び第6項の規定は、この表についても適用する。

第6条の2第15項の表を次のように改め、同項を同条第13項とする。

証明に係る建築物の評価方法			証明を申請する部分の床面積の合計	手数料の額
1	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価		1件 3,700円

	宅	機関等 が、軽微 な変更 に該当 すると 認めた もの		
		誘導仕様	200平方メートル未満のもの	1件 11,000円
		基準によ るもの	200平方メートル以上のもの	1件 11,800円
		誘導基準	200平方メートル未満のもの	1件 15,700円
		併用法に よるもの	200平方メートル以上のもの	1件 17,200円
		その他の もの	200平方メートル未満のもの	1件 20,700円
			200平方メートル以上のもの	1件 23,000円
	2 共同住 宅等	登録住宅	300平方メートル未満のもの	1件 6,400円
		性能評価	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 12,600円
		機関等 が、軽微 な変更 に該当 すると 認めた もの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 26,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 47,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 75,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 113,900円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 172,200円
		誘導仕様	300平方メートル未満のもの	1件 19,900円
		基準によ るもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 33,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 60,500円

	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 91,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 166,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 280,900円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 492,000円
誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	1件 30,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 50,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 87,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 127,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 243,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 423,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1件 766,200円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 40,800円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 67,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 114,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 163,400円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 320,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 566,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 1,040,700円
3	非住宅	登録住宅	300平方メートル未満のもの	1件 6,400円
	建築物	性能評価 機関等 が、軽微 な変更 に該当 すると 認めた もの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 163,400円
		モデル建 物法によ るもの	300平方メートル未満のもの	1件 51,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 64,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 85,300円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 137,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 179,200円

		の		
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 215,200円
			の	
		の	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 252,300円
			の	
			50,000平方メートル以上のもの	1件 326,500円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	1件 132,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件 165,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 213,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 304,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 374,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 442,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件 505,200円
			50,000平方メートル以上のもの	1件 629,700円

備考 第2項の表の備考第5項、第6項の表の備考第4項、前項の表の備考第1項及び第2項並びに前条第2項の表の備考第5項及び第6項の規定は、この表についても適用する。

第6条の2第16項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。